

# 練馬区立学童クラブ・練馬区立ねりっこ学童クラブ 入会申請時に必要な書類について

**入会申請書** 児童一人につき1通提出してください

**添付書類** 保護者の状況により必要な書類が異なります

練馬区立学童クラブへの入会を希望する場合は、「練馬区立学童クラブ用」  
練馬区立ねりっこ学童クラブへの入会を希望する場合は、「ねりっこ学童  
クラブ用」の申請書類をご使用ください。



練馬こどもまつりキャラクター

児童一人につき提出できる申請書は1通です。複数の学童クラブ(区立委託・ねりっこ含む) レインボー  
に重複して申請することはできません。

書類不備の場合、書類を揃えていただいた上で申請をしていただくこととなります。

申請書類は原本をご用意ください。また、令和3年度入会用の様式で申請してください。  
(ただし、兄弟姉妹で申請をする場合、添付書類は一方の児童については写しで構いません)

日曜日は、学童クラブが保育を行っていない日のため、保育を必要とする日としては数えま  
せん。各添付書類についても、日数を数える際は日曜日を除いた日を数えます。

練馬区に転入予定の方へ

申請書提出日以降に練馬区に転入予定の方は、練馬区内への転入と住所を確認できる「住宅  
賃貸借契約書」または「住宅売買契約書」等の写しを提出してください。なお、金額等につ  
いては塗り消しても構いません。

## 問い合わせ先

- ・学童クラブ  
学童クラブ案内の学童クラブ一覧(24、25ページ)  
をご覧ください。

練馬区ホームページから、  
入会申請書等のダウンロードが可能です。

練馬区トップページ  
各種サービス                      オンラインサービス  
申請書ダウンロード              出産・子ども  
学童クラブ  
学童クラブ・ねりっこ学童クラブ入会申請書類

( [https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/shussan/  
gakudo/index.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/shussan/gakudo/index.html) )

- ・練馬区子育て支援課 子ども育成係  
03-5984-5827

- ・練馬区子育て支援課 運営支援係  
(区立委託学童クラブに関すること)  
03-5984-1078

- ・練馬区子育て支援課 放課後児童対策係  
(練馬区立ねりっこ学童クラブに関すること)  
03-5984-1519

## 添付書類について

保護者の状況により必要な書類が異なります。以下の該当するページをご確認の上、必要な書類を提出してください。

<b>1 就労</b>	・・・ 2 ページ
( 1 ) 雇用されている場合 ( 会社員など ) ( 2 ) 会社経営または自営の場合 ( 第三者からの就労の証明書がとれない場合を含む )	
<b>2 就学または技能訓練</b>	・・・ 4 ページ
学校教育法に定める学校等または職業訓練施設に通っている場合	
<b>3 疾病</b>	・・・ 5 ページ
( 1 ) 入院 ( 疾病により入院中の場合 ) ( 2 ) 居宅内療養 ( 病気により居宅内での療養が必要な場合。精神性・感染性の病気を含む )	
<b>4 障害</b>	・・・ 5 ページ
身体障害者手帳 4 級または愛の手帳 4 度以上に相当する場合、 精神障害者保健福祉手帳のある場合	
<b>5 看護・付き添い</b>	・・・ 5 ページ
入院等による付き添いをする必要がある場合や、自宅で常時看護・介護をする必要がある場合	
<b>6 出産</b>	・・・ 6 ページ
出産前後に保育を必要とする場合	
<b>7 その他</b>	・・・ 6 ページ
( 1 ) 災害 ( 火災等による家屋の損傷その他災害復旧にあたっている場合 ) ( 2 ) 内定 ( 就労・就学が内定している場合 ) ( 3 ) その他 ( 明らかに保育を必要とすると認められる場合 )	
<b>8 こんな場合には 必ずご覧ください</b>	・・・ 7 ページ
・注意事項 ~ ・就労・就学で、放課後保育を必要とする日・時間が不規則な方へ	
<b>9 記入見本</b>	・・・ 9 ページ
・入会申請書 その他添付書類の記入見本は保護者の状況に合わせてお渡しします	

# 1 就労

練馬区立学童クラブ用(ねりっこ学童クラブを希望の場合はねりっこ学童クラブ用)の就労証明書を  
使用してください。練馬区立保育園、練馬区教育委員会用の就労証明書は使用できません。

令和3年度の書式を使用してください。

**入会希望日(一次・二次申請など、令和3年4月1日以前に申請する場合は、令和3年4月1日時点)  
以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。**

新型コロナウイルス感染症対策として、就労証明書の押印の省略が可能になりました。ただし、就労  
証明書の内容を無断で作成または改変等を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあ  
ります。

育児休業から復職予定の場合

就労証明書に職場復帰日を記載してもらってください。令和3年4月1日以前に申請する場合は、令  
和3年4月1日時点で復職していることが入会の条件になります。ただし、慣れ保育を利用し、一定  
の条件を満たす方は申請できます。詳しくは、別紙「育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ」  
を必ずご確認ください。

## (1) 雇用されている場合(会社員など)

1	就労証明書	第2号様式(雇用主による証明)(発行日から3か月以内のもの) 令和3年度の書式を使用してください。
2	雇用主が作成した直 近のローテーション 表・勤務実績表の写 し( )	以下に該当する場合に必要です。 ・放課後保育を必要とする日・時間が不規則な場合 (例)シフト制、変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など ・就労場所が自宅と自宅以外の時がある場合(下記 参照)
3	通勤・通学等の経路	自宅と就労場所が同一所在地の場合は不要 勤務先が日によって異なる場合の記載方法はお問い合わせください。 通勤時間には乗り換え時間を含みません(保育園の送迎・買い物等は含みま せん)

( ) 雇用主が作成していない等の理由でローテーション表等の写しが提出できない方のみ、「直近4週  
間の実績表」に必要事項を記載し、就労証明書に添付してください。「直近」の範囲は、8ページ  
「就労・就学で、放課後保育を必要とする日・時間が不規則な方へ」をご確認ください。

### 就労場所が自宅と自宅以外の時がある場合

「直近4週間の実績表」に必要事項を記入し、就労証明書に添付して提出してください。自宅外で働  
いている日数によって「居宅外」「居宅内外」「居宅内」として判定します(p.4 参照)

新型コロナウイルス感染症の影響により、就労証明書発行日時点で、令和3年4月1日以降の就労形  
態が決まっていない場合、出勤(居宅外)の可能性あるときには、その旨を就労証明書に記載して  
もらってください。出勤(居宅外)の可能性ある旨の記載がある場合には、「居宅外」とみなし、通  
勤時間も含めて判定します。

### 派遣契約等による就労で、就労証明書の契約満了日が令和3年(2021年)3月31日以前の場合

令和3年(2021年)4月1日以降の雇用状況が就労証明書により証明できることが原則です。  
この例外として、一次・二次申請では、就労証明書に記載されている契約満了日が「入会申請書提出日  
から令和3年(2021年)3月31日までの間の日付」であっても、その就労証明書で申請することができ  
ます。ただし、就労証明書と同じ内容の雇用が令和3年(2021年)4月1日以降も継続することが要件  
となるため、就労証明書の契約更新の有無に「1有」の記載が必要です。なお、入会承認期間は1か月  
です。

### 新規に就労が内定していて就労証明書が発行される場合

就労証明書が発行される場合には、「就労」で申請してください。なお、入会承認期間は1か月です。

**新規に就労・就学が内定しているが、就労証明書等が発行されない場合**

申立書により「内定」として申請し、採用内定通知や合格通知等の写しを添付してください。入会承認期間は1か月です（入会選考時の基準指数が「就労」と比べて低くなります。学童クラブ案内10ページの表をご確認ください）。

**単身赴任の場合**

単身赴任中の保護者の就労証明書も必要となります。（就労証明書の単身赴任「2 有」の記載と赴任期間の記載が必要です。）入会申請書の保育を必要とする理由欄の「単身赴任」に 印をつけてください。「通勤・通学等の経路」の提出は不要です。

**(2) 会社経営または自営の場合（第三者からの就労の証明書が取れない場合を含む）**

1	就労証明書	第2号様式（自署） 令和3年度の書式を使用してください。
2	以下の3点が確認できる公的な書類  事業を実施していること 事業を実施しているのが保護者本人であること 職場(事務所等)の住所	<b>(公的な書類の例)</b> ・直近の確定申告書（会社経営等の場合は法人税の確定申告書）の写し ➢ 「第1表」、「第2表」をご提出ください。（法人税の確定申告書の場合は「別表1」） ➢ 税務署の收受印の押印または電子申告時の受付番号が付番されていることが必要です。確定申告書に受付番号が付番されていない場合は、確定申告書の写しのほか、e-Tax ホームページの受付システムにログインし、「メール詳細」の画面（受付番号、受付日時等が記載されているもの）を印刷してお持ちください。 ➢ 自宅と異なる場所で就労しているにもかかわらず、確定申告書に記載の住所が自宅となっている場合は、職場の住所が記載されている確定申告書別紙の收支内訳書、事務所の賃貸借契約書の写し等、職場住所がわかる書類をご提出ください。 ・現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ➢ 証明日が直近3ヶ月以内のもの ・営業許可書の写し ➢ 申請日時点で許可の効力の期間が切れていないもの  公的な書類1点で ~ 全てを確認できない場合は別途添付資料が必要になります。公的な書類がない場合や提出書類が不明な場合はお問い合わせください。
3	直近のローテーション表・勤務実績表の写し（ ）	以下に該当する場合に必要です。 ・放課後保育を必要とする日・時間が不規則な場合に必要 (例) シフト制、変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など ・就労場所が自宅と自宅以外の時がある場合（参照）
4	通勤・通学等の経路	自宅と就労場所が同一所在地の場合は不要 勤務先が日によって異なる場合の記載方法はお問い合わせください。 通園加時間には乗り換え時間を含みます（保育園の送迎・買い物等を含みません）。

( ) ローテーション表や勤務実績表の写しを作成していない等の理由でローテーション表等の写しが提出できない方は「直近4週間の実績表」に必要な事項を記載し、就労証明書に添付してください。「直近」の範囲は、8ページ「就労・就学で、放課後保育を必要とする日・時間が不規則な方へ」をご確認ください。

### 就労場所が自宅と自宅以外の時がある場合

「直近4週間の実績表」に必要事項を記入し、就労証明書に添付して提出してください。  
就労場所を確認し、自宅外で働いている日数によって以下の区分で判定します。

居宅外	自宅と異なる場所で就労する場合 自宅と就労場所が同一( )だが、4週間のうち日曜日を除く16日以上を自宅と異なる場所で就労する場合
居宅内外	自宅と就労場所が同一( )だが、4週間のうち日曜日を除く8日以上16日未満を自宅と異なる場所で就労する場合
居宅内	自宅と就労場所が同一( )で、自宅と異なる場所での就労が4週間のうち日曜日を除く8日未満の場合

( ) 自宅と就労場所が同一建物内または同一敷地内の場合を指します。

### 父母ふたりともその仕事に従事している場合

会社経営者または自営の代表者は、自署した就労証明書に確定申告書等の営業の事実が確認できる書類を添付してください。代表以外の方は、当該代表者が証明する就労証明書を添付してください。

## 2 就学または技能訓練

### 学校教育法に定める学校等または職業訓練施設に通っている場合

入会希望日(一次・二次申請など、令和3年4月1日以前に申請する場合は、令和3年4月1日時点)以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

1	申立書	第3号様式(自署)
2	在学証明書など	在学期間の記載のあるもの (氏名・在学期間の記載された学生証等で代えることができます)
3	時間割表	授業のカリキュラム表など(原則、就学先が発行するもの)
4	直近4週間の実績表	放課後保育を必要とする日・時間が不規則な場合に必要
5	通勤・通学等の経路	通学時間には乗り換え時間を含みます(保育園の送迎・買い物等は含みません)。

### 在学証明書などに記載されている在学期間が令和3年3月31日以前の場合

学生証等により翌年度も就学予定であることが確認できる場合、就学として受け付けます。  
ただし、新年度の時間割表の提出ができず、直近の時間割表を提出される場合の入会承認期間は1か月です。

### 新規に就学を予定していて入学許可書が発行される場合

入学許可書、時間割表(パンフレット等の写しでも可)の提出があった場合のみ、「就学」として受け付けます。なお、入会承認期間は1か月です。

### 新規に就学を予定していて入学許可書が発行されない場合

申立書により「内定」として申請し、合格通知の写し等を添付してください。入会承認期間は1か月です(入会選考時の基準指数が「就学」と比べて低くなります。学童クラブ案内10ページの表をご確認ください)。

### オンラインで授業を受けている場合

授業時間が就学先で決められており、学童クラブの開設時間内(以下の時間帯)に授業時間がかかる場合のみ、「就学」として受け付けます。授業時間を自由に決められる場合は申請できません。

児童が小学1年生の場合	月曜日から金曜日の午後3時から午後6時まで
児童が小学2年生以上の場合	月曜日から金曜日の午後4時から午後6時まで
	土曜日の午前9時から午後5時まで

### 3 疾病

入会希望日(一次・二次申請など、令和3年4月1日以前に申請する場合は、令和3年4月1日時点)以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

#### (1) 入院(疾病により入院中の場合)

1	申立書	第3号様式(自署)
2	診断書	入院期間の記載のあるもの(発行日から3か月以内のもの)

#### (2) 居宅内療養(病気により居宅内での療養が必要な場合。精神性・感染性の病気を含む)

1	申立書	第3号様式(自署)
2	診断書	家庭で保育できない旨と、療養期間の記載のあるもの (発行日から3か月以内のもの)
3	保育できない状況の説明	疾病により保育できない状況の説明を記載する(便せんなどでも可)

入会承認期間は、診断書に記載された入院・療養等の期間です。  
ただし、期間の記載がない場合は、承認の日から6か月間です。

### 4 障害

身体障害者手帳4級または愛の手帳4度以上に相当する場合、精神障害者保健福祉手帳のある場合

入会希望日(一次・二次申請など、令和3年4月1日以前に申請する場合は、令和3年4月1日時点)以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

1	申立書	第3号様式(自署)
2	各種手帳の写し	身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳(期間の記載があるもの)
3	保育できない状況の説明	障害により保育できない状況の説明を記載する(便せんなどでも可)

### 5 看護・付き添い

入院等による付き添いをする必要がある場合や、自宅で常時看護・介護をする必要がある場合

入会希望日(一次・二次申請など、令和3年4月1日以前に申請する場合は、令和3年4月1日時点)以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

1	申立書	第3号様式(自署)
2	診断書等	看護対象者の診断書 (発行日から3か月以内のもので、看護の必要性と看護期間の記載があるもの) 介護保険被保険者証の写し(要介護状態区分、有効期間が確認でき、 <b>被保険者番号を塗り消したもの</b> )など 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳は、診断書等に該当しません。
3	保育できない状況の説明	看護等により保育できない状況の説明を記載する(便せんなどでも可)
4	通勤・通学等の経路	自宅で看護をしている場合は不要 付き添い場所への移動時間については、乗り換え時間も含まれます(保育園の送迎・買い物等は含みません)

入会承認期間は、診断書に記載された入院等の期間です。  
ただし、期間の記載がない場合は承認の日から6か月間です。

## 6 出産

### 出産前後に保育を必要とする場合

入会希望日(一次・二次申請など、令和3年4月1日以前に申請する場合は、令和3年4月1日時点)以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

1	申立書	第3号様式(自署)
2	母子健康手帳の写し	母の氏名、分娩予定日の記載のあるもの

入会承認期間は産前産後16週間です(産前8週、産後10週を限度とする)、  
多児妊娠の場合は産前産後を通じて24週間です(産前14週、産後10週を限度とする)、  
出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算します。

## 7 その他

入会希望日(一次・二次申請など、令和3年4月1日以前に申請する場合は、令和3年4月1日時点)以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

### (1) 災害 (火災等による家屋の損傷その他災害復旧にあっている場合)

1	申立書	第3号様式(自署)
2	罹災証明書の写し等	罹災されたことを証明する書類を何もお持ちでない場合は、子育て支援課子ども育成係までご相談ください。
3	保育できない状況の説明	罹災等により保育できない状況の説明を記載する(便せんなどでも可)

### (2) 内定 (就労・就学が内定している場合)

1	申立書	第3号様式(自署)
2	内定通知等	採用内定通知、合格通知など、就労・就学が予定されることがわかるもの
3	通勤・通学等の経路	自宅と事務所が同一所在地の場合は不要 ・勤務先が日によって異なる場合の記載方法はお問い合わせください。 乗り換え時間を含みます(保育園の送迎・買い物等は含みません)

入会承認期間は1か月です。

2ページ「(1)雇用されている場合(会社員など) および の内定に関する説明」をご確認ください。  
入会される日には、就労・就学していることが必要です。

### (3) その他 (明らかに保育を必要とすると認められる場合)

1	申立書	第3号様式(自署)
2	公的機関の証明	保育できない状況が確認できるもの
3	保育できない状況の説明	保育できない状況の説明を記載する(便せんなどでも可)

## 8 こんな場合には

祖父母が同居または近隣（直線距離で500メートル以内）に居住している場合

- ・年齢が70歳以上（令和3年4月1日現在）の場合 生年月日が昭和26年4月1日以前の方

年齢が確認できる書類（健康保険証、介護保険証等）の写しを提出してください。この場合は、入会指数の判定において、当該祖父母を学童クラブ入会選考基準（学童クラブ案内10ページ以降）の同居・近隣の祖父母としてカウントせず、入会審査します。

健康保険証、介護保険証等を年齢確認書類として提出することについて

本人確認等を目的とした場合に、健康保険証等に記載された「被保険者等記号・番号等」について、個人情報保護の観点から、提供を受けないことになっています。

写しを提出する場合には、あらかじめ「被保険者等記号・番号等」の塗り消しやマスキング等を施して提出してください。

マイナンバーカードの写しを年齢確認書類として提出することについて

【通知カード・個人番号通知書の写し】

マイナンバーは個人の社会保障や地方税等に関わる情報を管理しており、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きを除いては、不正利用を防ぐために提供しないこととなっています。

通知カード等の写しについては、マイナンバーの記載があり、「特定個人情報」に該当するため、学童クラブ入会申請の必要書類としてお受けすることができません。

【個人番号カードの写し】

表面に生年月日、裏面にマイナンバーが記載されているため、表面のコピーのみを書類として提出していただくことができます。

- ・年齢が70歳未満（令和3年4月1日現在）の場合 生年月日が昭和26年4月2日以降の方

就労・疾病等の理由により、放課後、児童の保育にあたれない場合には、父母と同様に就労証明書等の保育を必要とすることを証明する書類を提出していただければ、入会指数の判定において、当該祖父母を学童クラブ入会選考基準（学童クラブ案内10ページ以降）の同居・近隣の祖父母としてカウントせず、入会審査します。この場合の提出書類については、本紙「入会申請時に必要な書類について」の該当ページをご覧ください。

**離婚を前提とした別居状態にある場合（離婚調停中など）**

離婚後の保護者となる方の保育を必要とすることを証明する書類のみで申請できます。入会申請書の父母の状況欄は「該当者なし」に 印をつけ、別紙「保育できない状況の説明」にその旨記入してください。

**事実婚・内縁・結婚予定で同居の場合**

保護者だけでなく、相手の方が保育を必要とすることを証明する添付書類も必要となります。



## 就労・就学で、放課後保育を必要とする日・時間が不規則な方へ

シフト制、変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など勤務日・勤務時間が不規則な場合には、雇用主が作成するローテーション表や勤務実績表の写しをご提出ください。

雇用主が作成していない等の理由でローテーション表等の写しが提出できない場合には、「直近4週間の実績表」に必要事項を記載し、就労証明書に添付してください。

「直近」の範囲は以下の通りです。

	申請日(月)	提出可能なローテーション表等の範囲
一次申請	令和2年11月12日～12月3日	令和2年9月～令和2年12月
二次申請	令和2年12月4日～令和3年12月28日	令和2年10月～令和3年1月
	令和3年1月	令和2年11月～令和3年2月
	令和3年2月	令和2年12月～令和3年3月
先着順 受付	令和3年3月	令和3年1月～令和3年4月
	令和3年4月	令和3年2月～令和3年5月
	令和3年5月	令和3年3月～令和3年6月
	令和3年6月	令和3年4月～令和3年7月
	令和3年7月	令和3年5月～令和3年8月
	令和3年8月	令和3年6月～令和3年9月
	令和3年9月	令和3年7月～令和3年10月
	令和3年10月	令和3年8月～令和3年11月
	令和3年11月	令和3年9月～令和3年12月
	令和3年12月	令和3年10月～令和4年1月
	令和4年1月	令和3年11月～令和4年2月
	令和4年2月	令和3年12月～令和4年3月
	令和4年3月	令和4年1月～令和4年4月

上記の範囲内での、連続した4週間についてご提出ください。

学童クラブ入会申請書[令和3年度分]

9 記入見本

申請書を提出する日を記載してください。

原則として小学校に対応した学童クラブで受入を行っています。「学童クラブ案内」を確認のうえ、申請先をご記入ください。

太線の枠内に記入してください

「心身に障害のある児童」に限り下欄に第2希望、第3希望を記入してください。

申請先 学童クラブ名	学童クラブ		第2希望	学童クラブ		第3希望	学童クラブ		
児童氏名	フリガナ <b>ネリマ イチロウ</b> <b>練馬 一郎</b> (平成 年 月 日生)		性別	<b>男</b>					
小学校名・学年	(令和3年4月から) <b>練馬区 立</b> 小学校		(新)	年生					
学級	<input checked="" type="checkbox"/> 普通学級		・特別支援教室		・特別支援学級(通級) [ 小学校]			・特別支援学級(固定学級)	・未定
保護者氏名	フリガナ <b>ネリマ タロウ</b> <b>練馬 太郎</b>								
住所	マンション名・方書きにもフリガナをお願いします。 郵便番号 <b>〒 176-0012</b> フリガナ <b>トヨタマキタ</b> 練馬区 <b>豊玉北6-12-1</b>								
電話番号	自宅 ( )		携帯(父・母) ( )		名称 ( )				
父母の状況	父				母				
父母の氏名	フリガナ <b>ネリマ タロウ</b> <b>練馬 太郎</b>				フリガナ <b>ネリマ ハナコ</b> <b>練馬 花子</b>				
同居・別居	<input checked="" type="checkbox"/> 同居				<input type="checkbox"/> 別居 ( )				
保育を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 該当者なし <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学・技能訓練 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 心身障害 <input type="checkbox"/> 看護・付添い				<input type="checkbox"/> 該当者なし <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学・技能訓練 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 心身障害 <input checked="" type="checkbox"/> 看護・付添い				
[練馬区記入欄](この下には記入しないでください)									
特記事項	該当する理由をひとつ選び、必ずをつけてください。						点検欄	受付学童クラブ	
							所長		
受付年月日	令和 年 月 日		受付	学童クラブ		担当			
児童の状況	心身に障害のある児童としての申請		無	有 ( 1 . 2 . 3 . 4 )					
基準指数コード	父親		母親		調整指数コード		滞納指数コード		
基準指数	父親		母親		調整指数(学年・その他)		滞納	入会指数	
内訳	学	1年	2年	4年	5年	6年	障害	その他	
	年	+2	+1	-1	-2	-3	+2		

入会希望児童の状況

フリガナ **ネリマ イチロウ**

児童氏名 **練馬 一郎**

通っていた保育園・幼稚園 **保育園・幼稚園**

アレルギー・既往症・持病 無・**有** (具体的に: **たまご・乳製品により湿疹が発生する**)

服薬状況 定期的に飲んでいる薬についてご記入ください。  
無・**有** (具体的に: )

医療的ケアについて 医療的ケアとは、日常的に行っている導尿や経管栄養、たんの吸引など医師の指示に基づく**医療行為**のことです。  
無・**要** (具体的に: )

心身に障害のある児童としての申請 心身に障害のある児童として申請される場合は、該当する番号に○印をつけてください。  
**無**・**有**

児童の出席予定日数 出席予定日数をご記入ください。  
週間あたり **5** 日 × 4週 = **20**

兄弟姉妹の状況 本人を除く兄弟姉妹について記入してください。

氏名・年齢(令和3年4月1日現在)	学校・保育園・幼稚園(令和3年4月から)	学年	児童クラブに申請
<b>練馬 二郎</b> ( 歳) (新)	学校・ <b>保育園</b> ・幼稚園	年	児童クラブに申請
( 歳) (新)	学校・保育園・幼稚園	年	児童クラブに申請
( 歳) (新)	学校・保育園・幼稚園	年	児童クラブに申請

祖父母の状況

氏名・年齢(令和3年4月1日現在)	住所	年齢
( 歳) <b>該当者なし</b> ・同居・別居( )		
<b>練馬 梅</b> (62 歳) 該当者なし・同居・別居( <b>神奈川県 市</b> )		
<b>大泉 定吉</b> (64 歳) 該当者なし・同居・別居( )	(株) <b>会社</b>	
<b>大泉 留</b> (66 歳) 該当者なし・同居・別居( )		

確認 児童の自宅から直線距離で500m以内に居住する祖父母で70歳以上(令和3年4月1日現在)の場合には、入会指数の判定において、年齢が確認できる書類(健康保険証、介護保険証等)の写しを提出してください。書類が提出された場合は、同居・近隣の祖父母にはカウントしません。

児童の自宅から直線距離で500m以内に居住する祖父母で70歳未満(令和3年4月1日現在)の場合でも、入会指数の判定において、父母と同様に、保育を必要とすることを証明する書類(この場合は就労証明書)を提出していただいた場合には、同居・近隣の祖父母にはカウントしません。